

お知らせ

個人市民税・県民税の 給与からの特別徴収

市民税課
☎229-3130 📠229-3331

特別徴収は、事業主が給与を支払うときに、毎月の給与から個人市民税・県民税を6月から翌年5月までの年12回に分けて徴収し、従業員に代わって納付する制度です。三重県内の全市町では平成26年度から、事業所に勤める人は退職者など一部例外を除いて、特別徴収による納付になります。

事業主の皆さんへ

平成25年中の所得に対する個人市民税・県民税の年税額が決定したため、5月15日付けで各事業主宛てに特別徴収税額の決定通知書を発送しました。特別徴収義務者(事業所)用の通知書には、6月以降に従業員それぞれの毎月の給与から徴収する税額とその合計額などを記載してあります。納税義務者(従業員)用の通知書は、開封せずに従業員に配布してください。なお、従業員に退職などの異動があり、特別徴収できなくなった人がいる場合、「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に所要事項を記載して市民税課まで提出してください。

納税は納期内に 軽自動車税の納付

収税課
☎229-3135 📠229-3331

5月は、軽自動車税の納期です。納付期限は、6月2日(月)です。忘れずに最寄りの金融機関、郵便局またはコンビニから納付書で納めてください。

口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。

介護予防のための いきいき健康チェックリスト

介護保険課
☎229-3149 📠229-3334

高齢者が元気づちから介護予防に取り組み、健康で活力あふれる生活を送るため、65歳以上の人(介護保険要介護・要支援認定者を除く)を対象に「いきいき健康チェックリスト」を送付します。

利用の流れ

- ①5月中に、市から「いきいき健康チェックリスト」が届きます。
- ②チェックリストの質問事項に回答して、同封の返信用封筒で返信してください。(切手不要)
- ③チェックリストに記載してある期限までに返信した人に、個人結果アドバイス票と本人の状態に合わせた介護予防教室などの案内が届きます。「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」などのプログラムがありますので、ぜひご参加ください。

介護予防とは

高齢者が介護を必要とする状態にならないために、心身の衰えを予防・回復する取り組みです。

雨水貯留タンク設置補助制度

下水道建設課
☎239-1036 📠239-1037

平成26年度から、ゲリラ豪雨などに対する対策として雨水貯留タンクの設置に協力いただける人へ補助を行います。補助を受ける



場合は、必ずタンクを購入する前に申請してください。申し込みは、補助金が予定額に達した時点で終了します。

対象地域 次の雨水排水区域別計画区域(詳しくはお問い合わせください)

- 志登茂川処理区・中央処理区…全域
- 雲出川左岸処理区・椋本処理区…都市計画区域

対象になるタンク 津市内の業者で購入・設置した雨水貯留タンクとして市販されている貯留容量80リットル以上のタンク

補助金額 雨水貯留タンクの購入費と設置費の3分の2(限度額4万円)

申し込み 下水道建設課へ

平成26年 第2回津市議会定例会

議会事務局
☎229-3222 📠229-3337

とき

本会議…5月30日(金)、6月6日(金)・9日(月)・10日(火)・11日(水)・23日(月)

常任委員会…6月13日(金)建設水道、16日(月)教育厚生、17日(火)経済環境、18日(水)総務財政

いずれも10時～

ところ 津市議会議場または委員会室

※日程などは、変更になる場合があります。

※議会の模様をインターネットで配信している他、ケーブルテレビ津市行政情報番組でも録画放送を行っています。

HP 津市議会

詳しくは津市議会ホームページまたは議会事務局でご確認ください。